

各 警 察 署 長 殿

島 交 規 乙 第 890 号

令 和 7 年 12 月 23 日

保存期間 5 年

島 根 県 警 察 本 部 長

農業用道路における車両の通行に関する措置について（通達）

農業用道路（以下「農道」という。）においては土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき設置され、島根県等の農道管理者において「土地改良事業計画基準・設計『農道』の制定について」（平成10年3月31日付け9構改D第251号（農林水産省構造改善局長通知）等に基づき管理されているところである。

こうした農道については、広く一般交通の用に供されており、他の国道、県道等と連携して道路網を構成するものであり、交通管理に大きな影響を及ぼすものであるが、道路交通の安全と円滑を確保する観点から、農道における車両の通行方法に関しては農道管理者と十分な調整連絡が必要である中、農林水産省と警察庁において「農道における車両の通行に関する措置」について取りまとめられ、別添のとおり、農林水産省から地方農政局農林振興部農地整備課長等宛てに事務連絡が発出されたところであるが、令和7年12月31日限りでその効力を失うことから、この度、保存期間を新たに定めて令和8年1月1日から実施することとしたので、誤りのないようされたい。

記

1 農道の位置付け

農道とは、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改造を資する目的で土地改良事業の一部として設置されており、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条の「一般交通の用に供するその他の場所」に該当し得る。

2 農道管理者が農道を一般交通の用に供することを取りやめる際の措置

一般交通の用に供している農道（道路法（昭和27年法律第180条）上の道路を除く。）に関し、農道管理者は、農道整備の目的等を勘案してその判断により「一般交通の用に供することを取りやめる」と判断することができるところであるが、島根県公安委員会が信号機又は道路標識、道路標示を設置している農道をはじめ、一般交通に対する影響が大きい農道においては、農道管理者よりあらかじめ島根県公安委員会に対して意見聴取がなされることとされ、一般交通に対する影響等を考慮して交通管理上必要な意見を申し入れることとなる。よって、農道管理者より各警察署に意見聴取がなされた場合は、道路法に基づく公安委員会への意見聴取の要領等に準じ、交通部交通規制課へ報告するとともに連携して対応すること。

別添 [略]